

けんりつなかい えん りようしゃほんにんさんか こべつしえんけいかく さくせい
県立中井やまゆり園において利用者本人参加による個別支援計画の作成を

てきせつ おこな けん
適切に行っていない件について

けんりつなかい えん こ こ りようしゃ もくひょう しえんないよう さだ こべつ
県立中井やまゆり園では、個々の利用者の目標や支援内容を定める個別

しえんけいかく さくせい りようしゃ めんせつ おこな じっし
支援計画の作成にあたり、利用者との面接を行って実施するアセスメント

と、その後、具体的な個別支援計画を作成する会議に利用者本人が参加で
きていないことを確認した。

えん ひとり こべつしえんけいかく さいさくせい こんご がいぶゆうしきしゃとう
園では、一人ひとりの個別支援計画を再作成したが、今後、外部有識者等

しどう てんけん う てきせつ たいおう けんとう
の指導・点検を受け、適切な対応を検討している。

てきせつ おこな ぎょうむ こんご たいおうとう ほうこく
適切に行っていない業務や今後の対応等について、報告する。

(1) てきせつ おこな ぎょうむ 適切に行っていない業務

ア えん かん じこう 園に関する事項

- かんけいきていじょう りようしゃ きぼう せいかつおよ かいどう はあく おこな
・ 関係規定上、利用者の希望する生活及び課題等の把握を行うため
のアセスメントは、利用者^{りようしゃ}に面接^{めんせつ}して行^{おこな}わなければならないとされ
ているが、面接^{めんせつ}の記録^{きろく}がないなど、適切^{てきせつ}に行^{おこな}っていない。
- れいわ ねんど せいどかいせい こべつしえんけいかく さくせい かいぎ
・ 令和6年度の制度改正により、個別支援計画を作成する会議には、
原則として利用者本人^{げんそく}が同席^{りようしゃほんにん}した上^{どうせき}で行^{うえ}わなければならないこと
とされているが、同席^{どうせき}していない。

- これまで作成してきた個別支援計画について、利用者本人に丁寧に説明していなかった。

イ 県本庁に関する事項

- 園の支援改革を指導しながら、個別支援計画の作成プロセスに必要なアセスメントや個別支援計画を作成する会議への本人参加の不備に気づいておらず、必要な指導を行えていなかった。
- 法に基づく指導監査や運営指導は、令和3年8月に実施して以降、令和7年9月まで行っていないかった。

(2) これまでの対応について

- 園は、利用者の面接や個別支援計画を作成する会議に本人参加がな
いまま個別支援計画を作成したことについて、利用者及び家族に謝罪した。
- あらためて利用者参加のもと、正しいプロセスで個別支援計画を作成し、利用者・家族に説明し、同意を得た。
- 県本庁は、作成し直された個別支援計画の点検を行った。

(3) 今後の対応について

- 作成し直した個別支援計画に基づき、利用者支援の改善に努める。

- これまで作成した個別支援計画や、その作成に係る業務が適切に行われていなかったことについて、施設運営に精通した外部有識者等の点検を速やかに受ける。
- 外部有識者の点検の結果、障害福祉サービス費の請求要件を満たしていないと指摘された場合は、既に請求したサービス費の過誤再請求や返還を適切に行う。